

## 県出資等法人運営評価実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、県出資等法人指導監督要綱（平成16年3月31日付け管第336号。以下「要綱」という。）第8条第3項の規定により、県出資等法人の運営評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (評価の対象)

第2 運営評価を行う県出資等法人（以下「法人」という。）は、要綱第2条第1項各号に規定する法人とする。

### (評価の方法)

第3 運営評価の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 法人

法人は、毎年度マネジメント及び財務に関する自己評価として1次評価を行い、当該評価を踏まえて作成した県出資等法人運営評価シート（以下「評価シート」という。）を所管部局長に提出するものとする。

#### (2) 所管部局長

所管部局長は、法人の1次評価の実施を支援するとともに、法人から提出された評価シートの内容を基に2次評価を行い、その結果を記載した評価シートを総務部長に提出するものとする。

#### (3) 総務部長

総務部長は、所管部局長から提出された評価シートの内容を点検のうえ、総合評価を行い、その結果を「運営評価レポート」として取りまとめ、県民に公表するものとする。

ただし、要綱第8条第2項に掲げる法人以外の法人については、経営状況を把握するための簡易版シートによることとし、第3(1)の法人の評価は行わないこととする。

なお、総務部長は、総合評価を行うに当たり、必要に応じて、岩手県出資等法人運営評価委員会設置要綱（平成16年6月3日制定）に基づく岩手県出資等法人運営評価委員会から助言を受けるものとする。

### (運営評価シート)

第4 法人及び所管部局長が作成する運営評価シートは、総務部財政課総括課長が別に定めるものとする。

### (提出期限)

第5 所管部局長は、運営評価シートを毎年度別に定める日までに総務部長に提出するものとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、運営評価の実施に関し必要な事項は、総務部財政課  
総括課長が別に定める。

附 則 (平成 20 年 5 月 29 日付け経評第 22 号)

この要領は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日付け経評第 144 号)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。